
目安箱への投稿

■ 日付： 2019/8/26

■ 件名： 施工体制の書類作成について

■ ご意見・お問い合わせ

施工体制の書類作成の際、施工体制に記載すべき事項の確認書類の提出を求められる。きちんと施工体制台帳に記載しているので、確認書類は提示でよいのではないか。

添付すべき書類と一緒に提出するとなると、下請負人が多いと膨大な資料となる。

最低限添付する書類と、提示でもよい書類を明確化してほしい。

■ 回答

ご意見のありました「施工体制台帳に記載すべき内容」に関する書類の提出は不要です。

なお、「最低限添付する書類と、提示でもよい書類を明確化」は、すでに、土木工事書類作成マニュアル（平成31年4月）のページ14「1-2-1 施工体制台帳・施工体系図（2）施工体制台帳及び施工体系図の作成方法」にて、「施工体制台帳に添付すべき書類」を明記しております。

「施工体制台帳に記載すべき内容」に関する書類提出の必要ないことを監督職員及び監督支援者に周知・徹底を図ります。

1-2-1 施工体制台帳・施工体系図

(1) 対象工事
当該工事を施工するために下請契約を締結した工事。

(2) 施工体制台帳及び施工体系図の作成方法
施工体制台帳作成は、建設業以外（警備業除く[※]）作成は不要です。
四国地方整備局建設部発行の「建設業法のポイント」を参照して下さい。
(URL http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/09-point/index.html)

元請	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
	元請負人に関する事項 ○発注者から請け負った工事内容 ○建設業許可の内容 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○健康保険等の加入状況 ○外国人建設就労者等の従事状況	○発注者との契約書の写し ○下請負人との契約書の写し (注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し) ○監理技術者資格者証の写し(専任を要する場合は必要)又は現場の配置技術者となりうる資格を有することを証する書面(国家資格の合格証明書の写し等)
	一次下請負人に関する事項 ○下請契約した工事の内容 ○施工に必要な建設業許可業種 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○健康保険等の加入状況 ○外国人建設就労者等の従事状況	○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し(国家資格の合格証明書の写し等) ○監理技術者等の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)
下請	再下請負通知書に記載すべき内容	再下請負通知書に添付すべき書類
	一次下請負人に関する事項 ○元請と契約した工事の名称 ○建設業の許可番号 ○監督員の氏名 ○健康保険等の加入状況 ○外国人建設就労者等の従事状況	○再下請負人との契約書の写し (注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し)
	再下請負人に関する事項 ○下請契約した工事の内容 ○施工に必要な建設業許可業種 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○健康保険等の加入状況 ○外国人建設就労者等の従事状況	

※ 建設業ではないが、警備業については、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は、二次下請けでも提出すること。